

政策評価書（要旨）（事後の事業評価）

| | | | |
|------|----------------------------|------|------------------|
| 事業名 | 伊江島補助飛行場周辺民生安定助成事業（ごみ処理施設） | 担当部局 | 防衛施設庁施設部施設対策課 |
| 政策分野 | 防衛施設周辺の生活環境整備 | 実施時期 | 平成17年10月～平成18年3月 |

| 事業の内容 | <p>伊江島補助飛行場（沖縄国頭郡伊江村）から排出されるごみと一般のごみを併せて埋立て処理を行っていたが、焼却処理等による衛生的な処理等を行っていないため、生活環境の保全と公衆衛生上等に支障を来していた。 このため、当庁は、この障害を緩和するためごみ処理施設の整備（焼却施設、資源化施設）を行う沖縄県国頭郡伊江村に対し、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第8条の規定に基づき、その費用の一部を補助したものである。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------|-------------------------|--------|------|----|--|--|--------|-----|--|--|------|--|--|--|
| | <table border="1"> <tr> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>完了年度</th> </tr> <tr> <td>設計</td> <td></td> <td></td> <td>平成15年度</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">工 事</td> <td>経費総額</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>約10億円（事業費） 約7億円（補助額）</td> </tr> </table> | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 完了年度 | 設計 | | | 平成15年度 | 工 事 | | | 経費総額 | | | |
| 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 完了年度 | | | | | | | | | | | | | |
| 設計 | | | 平成15年度 | | | | | | | | | | | | | |
| 工 事 | | | 経費総額 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 約10億円（事業費） 約7億円（補助額） | | | | | | | | | | | | | |

評価の内容

| | |
|---|--|
| 事業の目的 | 達成状況 |
| <p>環境整備法第8条の規定に基づく民生安定助成事業として、伊江島補助飛行場の設置又は運用による周辺地域の住民が生活上被る障害（生活環境の保全上の支障等）について、伊江村が行うごみ処理施設（焼却施設、資源化施設）の整備に係る費用の一部を補助することにより、その障害の緩和に資するとともに、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与する。</p> | <p>達成効果 事業完了後において、伊江島補助飛行場から排出されるごみと一般のごみを併せ適切に処理され、生活環境の保全と公衆衛生の向上等が図られ、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与している。</p> |
| 達成時期 平成13年度に事業に着手し、平成15年度に完了した。 | 教訓等事項 特になし |

今後の対応

その他の参考情報

| | |
|--|---|
| <p>当該事業の成果を踏まえ、今後も防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民が生活上被る障害との因果関係等が確認された場合には、国が原因者たる立場において環境整備法第8条の規定に基づく民生安定施設の助成を適切に実施していく所存である。</p> | <p>当該ごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく事業の認可を受けて実施しているものである。</p> |
|--|---|